

東海市公告第 1 7 4 号

次のとおり差押財産を公売するので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定によりその例にすることとされている国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条及び第 9 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

東海市長 花 田 勝 重

証金・見積価額 公売財産・公売保	売却区分番号	名称・数量・性質・所在		摘要	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	別 紙 の と お り					
公売方法		入 札				
公売 日時	入 札	令和7年11月5日（水）午後1時30分から午後1時50分まで				
	開 札	令和7年11月5日（水）午後1時51分				
公売場所		愛知県名古屋市中区新栄町2－9（スカイオアシス栄内） 愛知県名古屋東部県税事務所 5階 会議室				
売却決定		日 時	令和7年11月26日（水） 午前10時 （次順位買受申込者にあつては、国 税徴収法第113条第2項各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める日）	場 所	東海市中央町一丁目1番地 東海市役所 総務部収納課	
買受代金納付期限		令和7年11月26日（水）午後2時 （次順位買受申込者にあつては、売却決定の日から起算して7日を経過した日の午後2時）				
買受人の資格要件		国税徴収法第108条第1項の規定に該当しない者				
そ の 他	1 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額（以下「入札金額」という。）が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行い、売却決定は、入札金額をもって行います。 2 不動産の公売については、次順位買受申込者制度が適用されます。次順位買受申込者の決定は、入札金額をもって行います。 3 公売保証金の提供の期間は、令和7年10月27日（月）午前9時から同月31日（金）午後1時までです。 4 公売保証金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫振出しのもの若しくはこれらの金融機関の支払保証のあるもの）を東海市役所に直接持参してください。 5 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付の時（許可又は承認を必要とする財産にあつては、それを得た時）とします。 6 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 7 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施する					

	ことがあります。 8 不動産の入札に当たって、買受申込者は暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出する必要があります。 9 売却決定の日時までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 10 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第70条の12第5項の規定に基づく適格請求書の交付はできません。
配当を受ける者の権利の届出 上記の公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を東海市役所総務部収納課まで申し出てください。	